

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 14 回定例

10 月 24 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 10 月 24 日に教育委員会第 14 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 10 月 24 日（月） 開会 14 時 30 分
閉会 16 時 30 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明

事務局（説明員）	杉 山 行 由 教育次長
	水 元 敏 夫 教育監
	北 川 清 美 理事兼教育総務課長
	福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
	小野田 裕 之 教育政策課長
	本 村 勉 情報化推進室長
	遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
	長 澤 由 哉 財務課長
	南 谷 高 久 福利課長
	林 剛 史 義務教育課長
	太 田 修 司 義務教育課人事監
	藤 本 眞 二 幼児教育推進室長
	渋 谷 浩 史 高校教育課長
	山 崎 勝 之 特別支援教育課長
	山 本 知 成 社会教育課長
	赤 石 達 彦 文化財保護課長
	奥 村 篤 篤 静岡教育事務所長
	山 本 裕 祥 静岡西教育事務所長
	河原崎 全 中央図書館長
	吉 澤 勝 治 総合教育センター所長
	織 田 敦 敦 高校教育課参事
	天 野 和 博 教育総務課人事管理主事
	中 道 昌 良 義務教育課指導主事

4 その他

- (1) 29 号議案は原案から一部修正し、可決された。
- (2) 30 号議案は原案のとおり可決された。
- (3) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 29、30 号議案は人事案件であるため、報告事項 1 は公表前の案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 29、30 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。

議案の審議に先立ちまして、10 月 19 日より静岡県教育委員に任命された、藤井明委員より挨拶を願う。

藤 井 委 員： 只今、教育長から御紹介をいただきました、10 月 19 日付けで教育委員に就任しました藤井です。はじめましてよろしくお願いいたします。1 か月以上前に、副知事から直接電話を頂戴して、教育委員のお話をいただきました。突然でびっくりしましたが、静岡県のために少しでもお役に立てるのであればということでその場でお受けした次第です。私自身は 34 年間、商社勤めをして、その後 6 年間県内の食品メーカーにいました。都合 40 年、民間企業人として勤めてきました。そういったことで教育分野、行政分野と直接の関りはありませんでしたが、この機会を頂いて、少しでも今までの経験を生かしてお役に立てればというつもりでおります。お受けした以上は教育委員として、当事者としての意識をしっかりと自分なりに持って、結果として静岡県の教育が他の地域、他の都道府県から見たときに、良い意味で「何か違うな」と感じていただき、お子さんや、お孫さんたちを、「静岡県で教育させてみたいな」と思ってもらえるようなことを目指して、教育委員として透明性をもって努力してまいりたいと思いますので、是非、よろしくお願い致します。

教 育 長： ありがとうございます。藤井委員とは以前、いくつかの会議で御一緒したが、いろいろと御助言をいただいた。静岡県固有の教育が大事ではないかということであった。私も県議会等で「しずおか方式」という言葉を盛んに使うようにしている。これからは皆さんと一緒に教育の発展のためによりしくお願いしたいと思う。

<非>第 29 号議案 平成 29 年度教職員人事異動方針

※ 非公表

<非>第 30 号議案 平成 28 年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定

※ 非公表

＜非＞報告事項 1 平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

教 育 長： 「報告事項 1 平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 暴力行為、いじめ、不登校を大きく 3 つに分けて概観すると、高等学校が改善されたと顕著に表れている。高校教育課長が改善に向けて取り組んだことの説明があったが、小学校、中学校でも同じようなことはできるのではないか。小学校、中学校の暴力行為や不登校の数値が比較的顕著に高いのはどういった理由なのか。

義務教育課長： 資料の 2 ページ目にあるが、「いじめ防止対策推進法を踏まえ、各学校においていじめの認知を「いじめを初期段階のものも含め、積極的に認知し、その解消に向け、取組のスタートラインに立っている。」という認識であるので、増えているということはむしろ、肯定的に捉えている。暴力行為の件数も同様の考え方である。数値そのものは望ましいものではないので抑止していく必要はあるが、減らすことに傾倒してしまうと重大な事案を未然に防ぐことができないので、学校現場においても積極的に件数を上げてきている。義務教育とは違い、高等学校には退学処分等があるので、抑止力が働いていると推察する。

興 委 員： 他県においてはいじめと認知する度合いが高いので、結果として顕在化していないこともあるが、静岡県は統計数値の取り方は従前と変更は無いと考えてよいか。

義務教育課長： 静岡県では従前から細かいものまで報告するようお願いしていたので変えていないという認識である。

興 委 員： いじめについて全国数値より低く出ている。顕在化していないとしたら問題だがそうではないと期待している。いじめ防止対策推進法に基づく、警察関係への情報伝達件数はどの程度か。

義務教育課長： 警察への通報件数は今回調査の項目でないので把握していない。

興 委 員： 公安委員との意見交換会の中で、いじめ防止対策推進法に基づく各学校の責務ということで、警察へ連絡をとるように要請があった。学校現場がそのような報告のタイミングを失することがないように現場指導はやってほしい。特別支援教育では整理としてはどういったことになるのか。

特別支援教育課長： 大きな発生件数の差異はない。

藤 井 委 員： このデータは生徒のことだけだが、教える側の暴力やいじめのデータはないのか。

義務教育課長： 不適切な生徒指導は懲戒事案としてカウントされるので、別の調査で把握している。12 月に国において公表される。

藤井委員： 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全ての領域において、同じじめの認知基準によってデータを取っているということか。

義務教育課長： 調査票そのものは統一であるが、最終的にいじめに該当したかどうかは学校現場の判断となる。

藤井委員： 日常のいじめ対策があがっているが、PTAや地域の方とともに、いじめ問題について協議したという取組が少ない印象である。PTAを巻き込んだ日常的な対策は重要だと思うが、他の対策に比較してその取組が少ないことを危惧する。個別の対策も必要だと思うがそれだけでは解決しないと思う。

教育長： スクールカウンセラーを含めた実際の対応はどのようになっているのか。

義務教育課長： まず校内での処遇を考える。PTAや地域など関係機関との連携はその次の段階となる。御指摘いただいた点は課題として認識している。現在、「地域ともにある学校」や「チーム学校」が重要といわれる中で、今後施策の中で取り入れていく必要があると思う。

藤井委員： 気になるのは地域の団体よりもPTAである。PTAを当事者として巻き込んで日常的に取り組んでいくことが全体的な改善につながると思っているが、あまり対応していないようなデータが出ている。

斉藤委員： 藤井委員の指摘したPTAのことは重要である。静岡県は他県に比較してどのような位置付けにあるかわからないが、家庭の困窮度という視点である。生活に困窮している家庭はPTAの会合にもなかなか出席できないし、保護者も生きるのに精一杯で自分の子どもが何をやっているのかわからないという状況である。家庭における経済状況の関連性はどうか。

義務教育課長： 就学支援が必要な子どもの数について、地方公共団体で判断基準は様々であるが、静岡県は比較的少ないので豊かな県であると言える。一方、近年の状況ではその数は増加傾向にある。また、少子化にも関わらず一人親世帯は増加傾向にあるというデータも把握している。御指摘の経済状況を指摘するとそのことが一人歩きしてしまう恐れがある。

興委員： 文部科学省の「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」はどういった照会で何処に対して調査を求めたのか。不登校の問題であるが、不登校の要因として、本人に係るものでは「無気力、不安の傾向がある」が最も多く、その中で「家庭に係る状況」が多い。と資料にあるが、この調査データでなぜそこが顕在化されるのかわからない。調査方法も含めて説明を頂きたい。

義務指導主事： 毎年、年度末に調査依頼がある。26 年度調査については5月末に調査結果が届く。本年度は遅れており、6月末に調査結果が届いた。分析結果は7月末に文部科学省に提出している。例年、各学校の生徒指導担当が集計したものを市町教育委員会に提出する。市町教育委員会は各教育事務所に提出し、義務教育課へ提出される。

興委員： 最初は学校の担当者が記載すると理解してよいか。

義務指導主事： そうである。

興 委 員： この資料に、「家庭に係る状況」が多いとあるが、学校が家庭に責めを負わせてしまっている場合がある。本当の要因は家庭ではないかもしれない。家庭に係る状況のためと記載してしまえばそのようになってしまう。家庭の当事者は調査を受けていない。担当者が本人と家庭の問題と分類してしまえばこういった数字になると理解してよいか。

義務指導主事： そうである。

渡 邊 委 員： 家庭の問題と判断する場合、事前に担任に確認するなど、学校内での取組を踏まえて判断していると考えてよいか。

藤 井 委 員： これは調査することが目的でなく、実態を把握し改善を図るための手段だと思う。こういったデータが学校現場で日々積み重ねられて、タブレット端末等で最新の状況がわかるようなやり方、言い方を変えると、文科省から調査依頼があったら翌日には回答できる状態でないと、1年前のデータを検証しても「時すでに遅し」である。リアルタイムで異常を把握し、なぜ減ったのか増えたのかを日々つぶさにみていく必要がある。そういった状態を目指して対策を講じていく必要がある。

興 委 員： 家庭に係る状況が大きいというのであれば、家庭に対してどのように対処していくのか、次の行動として必要である。そのことはこの資料にない。改善に向けたアクションプログラムがないと次につながっていかない。

義務教育課人事監： 各市町において月例報告をあげて、対策をたてている。

藤 井 委 員： 県庁内の担当課において、どのような状況で、どういった対策がとられているのか、日々確認できる状態が望ましい。そうであればすぐ対策ができて、問題があれば現場に対して直接関わることができる。学校のことは現場に任せるわけだが、全体を把握するのに結果として半年から1年かかっているのは遅い。

義務指導主事： 文部科学省調査とは別に県独自調査として毎月統計をとっている。目的としては現状の実態を把握して指導することと、文部科学省調査の予備調査である。県調査は各市町から上がってきたデータを義務教育課で分析して月単位で確認している。

高校教育課長： いじめに関して、義務教育ではいじめ防止対策推進法に基づいて市町教育委員会が主体となっている。県立高校と特別支援学校については、学校設置者が県教育委員会であるので、すべての報告を高校教育課にあげてもらい、リアルタイムで指示を出し、確認をしている。

藤 井 委 員： すぐに報告があがるのか。

高校教育課長： いじめに関しては認知するかどうかも含めて高校教育課で相談を受けている。

藤 井 委 員： いじめの問題は時間が経てば経つほど問題がこじれるという特性があると思うので、早い段階で兆候をつかむことは重要である。

教 育 長： 各市町教育委員会との情報交換は頻繁に行っているので大丈夫だと思う。

教 育 監： いくつかの質問について整理する。教師の暴力や体罰について、大阪の桜宮高校における体罰があってから、全国規模で調査をし、リアルタイムでそういった情報は、生徒にアンケートをとるなどして入るようになってきている。また調査結果であるが、国で公表する「高校」は公立、私立、国立が対象となるが、静岡県では公立を対象として調査をしている。全日制と定時制では不登校の状況もかなり違う。もう1点、最終的に統計集計するためには学校が市町教育委員会に報告し、市町教育委員会から各教育事務所にあがったデータが義務教育課へ報告されるので、生データが全く無い状況となる。藤井委員からあったPTAについて、統計集計でしかないが、国の集計では20パーセント弱であったが、全国的に見ると倍近い数値となる。ただ、これは積算した数値でしかないのではどのような効果があったのかまでは分からない。

渡 邊 委 員： 件数が増えた報道がされると「学校は何をやっているのか」となる。そうなった場合、件数を報告することを先生たちがためらってしまうのではないかと危惧する。義務教育課長から説明があったようにグレーゾーンの事案も件数としてカウントしてきめ細かい指導に結びつける取組をお願いします。件数をあげにくい雰囲気を作り出すと現場の先生は苦しくなってしまう。いじめ、不登校は初動対応が大事であると言われるが、先生方がどんなに頑張っても、どんなに毎日迎えに行ったりしても、家庭状況によってはどうしても学校にこれないとか、どうしても問題行動がやめられないという子どもがいるので、先生方が動き難くならないような、啓発の仕方、報道の仕方があってもよいかと思う。PTAの件であるが、静岡県の学校からいじめをなくす提言や、不登校に対する情報なども、学力状況調査の時の様に「現状はこのようになっていて、地域やPTAでこのようなことが有効であると声かけいただければ、社会教育の中で、家庭教育支援員やケータイスマホの講座もやっているのだから、地域や保護者を絡めて地域や保護者たちが頑張れるような、環境づくりができると思うので、適切に情報を出してもらい、地域全体で考えていければと思う。

藤 井 委 員： このデータはプレスリリースするので、数字が一人歩きしないように丁寧な備考欄での説明を欠かさないとほしい。

斉 藤 委 員： 今日、発表するのか。

義務教育課長： そうである。10分後である。

斉 藤 委 員： どのデータを公表するのか。

義務教育課長： 手元にある資料である。

斉 藤 委 員： 数字だけみると誤解される恐れがある。

藤 井 委 員： いずれにしても誤解を招かないように丁寧な説明が必要である。

高校教育課長： 記者会見方式で丁寧に説明する。

興 委 員： Web上で何を報道提供したか分かるようにしてほしい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 28 年度第 14 回教育委員会定例会を閉会とする。